

「ほのぼの」シリーズ
介護保険対応版 ほのぼのNEXT
システム担当者 様



システム開発本部 開発第1部 部長 五十嵐 悠太

医療訪問看護の療養費マスターの 一部変更(令和6年8月23日分)に関する対応時期について

拝啓 平素は「ほのぼの」シリーズをご愛顧賜りまして誠にありがとうございます。

早速ではございますが、2024年8月29日にお知らせいたしました、「医療訪問看護の療養費マスターの一部変更(令和6年8月23日分)に伴う対応について」について、ほのぼのNEXT 及び Care Palette Nurse の対応時期が確定いたしましたので、下記の通りご案内いたします。

末筆ながら、貴事業所の益々のご繁栄を心よりご祈念申し上げます。

敬具

記

■対象事業種別

訪問看護(医療)

■修正プログラムのご提供時期

変更が行われた訪問看護療養費マスターに対応したほのぼのNEXT 及び Care Palette Nurse は、ともに**2024年11月版(11月下旬リリース)のバージョンアップ**にて対応を予定しております。

12月審査分以降は変更後の訪問看護療養費マスターで算定・オンライン請求が必須となりますので、修正プログラムを適用いただき、ご対応をお願いいたします。

■訪問看護療養費マスターの変更について(再掲)

社会保険診療報酬支払基金より、訪問看護療養費マスターの変更が行われました。これに伴い、ほのぼのNEXT 及び Care Palette Nurse においても、変更後の療養費マスターで請求ができるよう、対応を予定しております。詳細については、以下の「**【訪問看護療養費マスターの変更内容】**」をご確認ください。

<訪問看護療養費マスターの変更について>

https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/tensuhyo/kihonmasta/r06/kihonmasta_10.html

↳訪問看護の改定分マスター (更新日: 2024年8月23日) 改定分内容

【訪問看護療養費マスターの変更内容】

<変更前>

550001770: 看護・介護職員連携強化加算

<変更後>

変更 550001770: 看護・介護職員連携強化加算(24時間対応体制加算(イ以外の場合))

新設 550002370: 看護・介護職員連携強化加算(24時間対応体制加算(看護業務の負担軽減の取組を行っている場合))

◆修正プログラム適用までの運用について ※以下の手順で紙にて書面請求いただきますようお願いいたします。

<オンライン請求を開始しているお客様>

変更前の療養費マスターで「24時間対応体制加算イ」、「看護・介護職員連携強化加算」をいずれも算定している利用者分のみ、以下の手順で書面(紙レセプト)にてご請求いただきますようお願いいたします。

- [請求]→[医療請求]→[医療請求]→[マスタ他]ボタン→[返戻関連付]ボタン→[医療返戻関連付け]画面で、該当利用者分のみ「オンライン請求区分」を「対象外」に設定します。
- 該当利用者分のみ、[明細書]ボタンから紙レセプトを印刷し、書面請求します。

<オンライン請求を開始されていないお客様>

変更前の療養費マスターで「看護・介護職員連携強化加算」を算定し、通常通り、書面(紙レセプト)にてご請求いただきますようお願いいたします。

■お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら「ほのぼの」シリーズサポートセンターまでお問い合わせください。

以上